

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026（案）への意見

納米恵美子

該当箇所	記述内容	意見
P11 「Ⅱ 17の戦略分野における女性活躍」「3.女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容」「(3)働き方改革の更なる推進と多様で柔軟な働き方の実現」	勤務時間、勤務地、職務・職種を限定した「多様な正社員」制度について、専門家による導入支援、好事例の周知やセミナー等を実施する。	令和7年7月29日に開催された第5回「第6次男女共同参画基本計画策定専門調査会」にても発言した通り、「多様な正社員」を女性が選択する場合に、その背景としてケアワークの担い方についての性別役割分担等の不均衡がある可能性が否定できない。厚生労働省のサイトには、「多様な正社員」導入事例が掲載されているが、導入事業所の社員区分については性別集計が記されていない。性別集計に記載・分析を求めると同時に「多様な正社員」制度導入推進がジェンダーギャップの固定化・拡大方向へ作用しないように留意いただきたい。
P13 「Ⅲ 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり」	JGEPA がナショナルセンターかつセンターオブセンターズとして、運営基盤や機能の強化を図り、効果検証を行いながら、地方公共団体を強力に支援していくことが求められている。	・ JGEPA の運営基盤や機能強化のために、全国からアクセスしやすい場所へのサテライトオフィスの設置に関する検討を進めていただきたい。
同上「1. 地域の様々な主体の連携・協働の強化」	「男女共同参画センターにおける業務及び運営の	・ ガイドラインの周知徹底に際しては、地域女性

	<p>ガイドライン」の周知徹底を行うとともに、体制確保や取組の状況をフォローアップし、「見える化」を進める。【内閣府】</p>	<p>活躍推進交付金と紐づけることにより、地方公共団体へインセンティブを付与することを検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における取組推進には、首長の理解が欠かせない。知事会、政令都市市長会、全国市長会等への働きかけを行っていただきたい。 ・男女共同参画センターの体制確保や取組の状況を「見える化」する際には、把握すべき事項の統一が欠かせない。JGEPAにおかれては、男女共同参画センターのパフォーマンスを把握するにはどのようなベンチマークが適切であるかについての調査研究に取り組んでいただきたい。
同上	<p>地方公共団体が男女共同参画に関する現状と課題を把握しエビデンスに基づく政策立案ができるよう、JGEPAにおいて、必要な統計データ等を都道府県のみならず市町村等の地域別に集計・整理・分析し提供する取組を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の男女共同参画に関する現状と課題を示す際には、当該データが地方公共団体の序列を示すものではないことについての理解を促していただきたい。
<p>P17、18「IV 安全・安心が確保される社会の実現」 「1. 性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力への対策な</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者プログラムについて、研修等を通じた都道府県における理解の促進や交付金を通じて全国 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等への暴力とストーカーの加害者はしばしば重複している。加害者への対策を強化するに

<p>どの取組強化」「(2) 配偶者等への暴力への対策の強化」「(3) ストーカー対策の強化」「(4) 困難な問題を抱える女性への支援」</p>	<p>的な普及を推進する。また、関係府省の知見を活用しつつ、プログラムの受講の在り方や全国での実施体制の在り方等について検討を進める。【内閣府、関係府省】</p> <p>・加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、加害者に対する治療等の有効性の教示や、精神医学的・心理学的アプローチ、受刑者に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実等、警察、刑事施設、医療機関等の関係機関が連携し、加害者更生に係る取組を推進する。【警察庁】</p>	<p>あたっては、一体的な対応について内閣府（男女）、警察庁、関係府省が連携して検討していただきたい。</p>
--	--	---